

# 令和3年度入学者「母子父子寡婦福祉資金」予約貸付について

## 1 対象となる方

令和3年4月の進学等を希望している

- (1) 児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父
- (2) 20歳以上の子を扶養する寡婦
- (3) 父母のない児童

## 2 対象となる資金

(1) 児童の進学等を対象とする資金（※貸付はいずれも無利子です）

- ・ **修学資金** . . . . . 高等学校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金
- ・ **修業資金** . . . . . 就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
- ・ **就学支度資金** . . . . . 就学、修業するために必要な入学金や被服などの購入資金

(2) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の知識技能習得を対象とする資金

（※連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%）

- ・ **技能習得資金** . . . . . 就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金

修学先、自宅、自宅外通学など状況により貸付できる額が異なります。

## 3 提出していただく書類等

必要な書類については、事前に相談してください

- (1) 貸付申請書 ※
- (2) 戸籍及び世帯全員の住民票
- (3) 島根県税の納税証明書
- (4) 前年の収入額が確認できる書類（児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます）
- (5) 修学修業先（技能習得先）調書 ※
- (6) 修学・修業のために必要な金額が分かる参考資料
- (7) 口座振替申出書 及び 口座振替依頼書※

など

※の用紙は市町村役場にあります

## 4 予約貸付申請期間

令和2年8月から令和3年2月26日

## 5 ご注意

- ・ 島根県育英会等、母子父子寡婦福祉資金との併給ができない奨学金があります。
- ・ 高等教育の修学支援新制度による奨学金・授業料減免等については、貸付限度額より給付額・減免額を控除した範囲で併給が可能です。

## 6 問合せ・申込先

お住まいの各市町村役場 福祉事務所（裏面参照）

各市町村役場 福祉事務所

市町村名	担当課名	電話番号
浜田市	子育て支援課	0855-25-9331
出雲市	子ども政策課	0853-21-6218
益田市	子ども福祉課	0856-31-1380
大田市	子ども家庭相談室	0854-83-8148
安来市	福祉課	0854-23-3248
江津市	子育て支援課	0855-52-7487
雲南市	子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773
川本町	健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931
邑南町	福祉課	0855-95-1168
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165
海士町	健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8577

※松江市在住の方につきましては、松江市が貸付を行うこととなりますので、松江市役所子育て支援課へお問い合わせください。（電話：0852-55-5326）